

ご遺族のための

おくやみ ハンドブック

今後のお手続きのご案内

このたびは、謹んでおくやみ申し上げます。

今後、保険証返納や年金の未支給・遺族年金の請求、各種振込・引落口座変更、介護保険など、さまざまなお手続き（申請・届出）が必要となります。

その際は、戸籍関係や住民票関係の証明書が必要となってきます。町では待ち時間を減らし、よりスムーズにご案内できるように「おくやみハンドブック」を作成しましたので、ぜひご利用ください。

はじめ住民課の窓口にて受付をおこない、その後、関係各課へご案内します。

※手続きの内容によっては、時間を要する場合がありますので時間に余裕をもってお越しください。

■大津町役場 住民課住民係 Tel.096-293-3112

(直通)

ご遺族の皆様へ

このたびのご親族のご逝去を悼み、謹んでおくやみ申し上げます。

さてご遺族の皆様におかれましては、今後、年金や保険・相続など、さまざまな申請や届出をいただく手続きが生じてくるかと存じます。

大津町では、少しでもご遺族の皆様のご負担を減らし、各担当課への手続きがスムーズに済みますよう「おくやみハンドブック」を作成しました。ぜひご活用ください。

大津町長 **金田 英樹**

目 次

◆死亡後の手続きに持参していただくもの	1
◆死亡後に関する手続きに関してよくある質問	2
◆各種手続きに必要なもの	4
◆委任状に関するご案内	5
委任状(大津町長宛)	6
委任状(日本年金機構宛)	7
委任状(記入例)	9
◆大津町役場で行う手続き	10
世帯主変更届・印鑑登録証・住基カード・個人番号カード・パスポート	10
国民年金・厚生年金・農業者年金・共済年金・企業年金	11
後期高齢者医療保険・国民健康保険・介護・高齢者	12
障がい・児童手当	13
町県民税・原動機付自転車・固定資産税・納税に関すること・町営住宅・犬	14
ごみの直接搬入・農業集落排水・農地・森林	15
◆制度のご案内	16
こどもに関すること・寄付について	16
◆大津町役場以外で行う手続き	17
各種保険等・預貯金口座、株式等・国債・自動車等・国税関係・不動産登記関係	17
遺言状・相続放棄・固定電話、携帯電話・インターネット・NHK受信料、水道、下水道・電気、ガス料金等・運転免許証・クレジットカード	18
◆相続税についてのお知らせ	19
◆相続登記に必要な書類について	20
◆新庁舎フロア案内図	21

役場 1 階住民課内に「おくやみコーナー」設置し、下記の手続きを 1 カ所の窓口にて行うようになりました。

【 死亡後の手続きに持参していただくもの 】

役場にお越しの際には、下記の中で該当するものをご持参ください。

■ ご遺族のもの

認め印鑑（相続人代表・喪主）

来庁される方の本人確認書類

- ・写真付きのものがある場合は、1 点（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳など）
- ・写真付きのものがない場合は、次の 2 点（健康保険証、介護保険証、年金手帳など）

預貯金通帳（相続人代表・喪主）

税金の引き落としなどの口座を変更する場合は、預金通帳と銀行印

■ 亡くなった方のもの

国民年金手帳又は国民年金証書（振込ハガキなど年金番号がわかるものでも可）

個人番号カード（マイナンバーカード）または、個人番号通知カード

国民健康保険被保険者証、後期高齢者被保険者証

- ・加入者が死亡されると葬祭費が請求できます。
- ・世帯主が死亡された場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証

介護保険被保険者証

身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳

こども医療費受給者証、障害者医療受給者証、一人親家庭等医療費受給者証

その他、役場から交付された証書類

※年金の手続きや戸籍・住民票・税に関する証明書の請求を、相続人以外

の代理人が行う場合は、委任状が必要となりますので、P 6～P 7にご

記入の上切り離してご利用ください。

※相続人代表者が、法定相続人でなく遺言書によって相続人となられた場合は、遺言書「公正証書遺言・秘密証書遺言・自署証書遺言（検認済のもの）」をご持参ください。

死亡に関する手続に関してよくある質問

Q：相続人代表者とは誰になるのでしょうか？

A：相続人代表とは、正式な相続が終了するまでの、あくまでも事務手続きのために代表者を設定するためのもので、法定相続人になる方で、①～④の中から決めていただくものです。

- ① 第1相続人…配偶者
- ② 第2相続人…子（子がない場合は孫）
- ③ 第3相続人…父母（父母がない場合は祖父母）
- ④ 第4相続人…兄弟姉妹（兄弟姉妹がない場合は甥姪）

相続人代表者になるとどんなことがあるか…

- ・亡くなられた方の役場に関する文書の送付
- ・保険料や各種給付でお返しが生じた場合に指定された口座にお返し
- ・保険料や税金など追加でお支払いが生じた場合のご案内 等

※家屋、土地などの各種名義変更は法務局での手続きが必要となりますのでご注意ください。

Q：死亡届は提出したが、他に役場で必要な手続きはありますか？

A：多くの場合は、手続きが必要になります。

<主なもの>

健康保険：国民健康保険に加入していた人・後期高齢者医療保険に加入していた人は、葬祭費等の手続きがあります。
社会保険から国民健康保険に切り替える人は、加入手続きが必要です。

介護保険：65歳以上の人は、手続きが必要です。
介護サービスの利用がなくても保険料関係の手続きがあります。

年金関係：年金を受給されていた人は、未支給年金請求等の手続きがあります。
年金受給前でも、死亡一時金等の請求ができる場合があります。
18歳未満の人で加給年金の対象となっている場合は手続きが必要です。
※ただし、各種請求手続きできる人には、一定の要件があります。

税金関係：亡くなった人によっては、お手続きが必要な場合があります。

その他：ご不明な点はお問い合わせください。

Q：国民年金・厚生年金の手続きは年金事務所に行けばよいですか？

A：年金事務所で手続きが可能です。

ただし、役場で取得する証明書「戸籍・住民票（除票）等」が必要になります。
必要となる書類や郵送での手続き方法は、役場でもご案内しております。

Q：亡くなった人の保険証などで見つからないものがありますが、保険の手続きはできますか？

A：証書類に不足があった場合は、状況にあわせてご案内いたします。

Q：死亡の記載のある戸籍が必要ですが、すぐに取得できますか？

A：原則として本籍が天津町の場合、死亡届を受理した日から約4日目（閉庁日は除く）から交付できます。届出内容によっては戸籍審査に時間を要する場合がありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。本籍が別市町村の場合は、その本籍地のある市町村までご確認ください。

Q：住民票や戸籍の請求時に必要なものは何ですか？

A：請求者の本人確認を行いますので、公的機関が発行した写真付の身分証明書を持参してください。（運転免許証やマイナンバーカード等）。ない場合は、保険証や他の公的機関が発行した証明書など2点以上持参してください。請求要件は、次のページをご覧ください。

◆◇◆ 各種手続きに必要なもの ◇◇◆

住民票謄抄本	1 通 300 円	必要なもの
住民票（除票）		本人確認資料 （運転免許証等）

- ・住民票に載せる情報（本籍地、続柄、個人番号等）を必要に応じて選ぶことができます。提出先にご確認の上ご請求ください。
- ・亡くなられた方と同一の世帯の方がおられ、別の世帯の方が請求される場合は、同一世帯の方の委任状が必要となります。

戸籍謄抄本	1 通 450 円	必要なもの
除籍全部（一部）事項証明書	1 通 750 円	本人確認資料 （運転免許証等）
改製原戸籍・除籍謄抄本	1 通 750 円	

- ・請求は本籍地のある役所で行ってください。
- ・亡くなられた方の配偶者、直系尊属（両親・祖父母）または直系卑属（子・孫）以外の方からの請求の場合、委任状が必要です。
- ・大津町で、続柄が判明しない場合は、続柄がわかる書類（戸籍謄本）が必要となります。

※戸籍は1通で生涯をすべて記録しているものではありません。昔の戸籍は戸主（現在の筆頭者）が代わる度に、あるいは法改正の度に新しい戸籍が編製されています。生涯のどの部分の戸籍が必要か提出先にご確認ください。 例) 出生から死亡までの一連の戸籍
婚姻から死亡までの一連の戸籍など

戸籍の附票	1 通 300 円	必要なもの
		本人確認資料 （運転免許証等）

- ・本籍地の市区町村で記録されていく住所の履歴のことです。本籍地のある役所で請求してください。
- ※附票1枚ですべての住所を記録しているものではありません。改製が行われていますので、請求の際は、誰のどの住所が記録された附票が必要か示してください。

◆◇◆ 委任状に関するご案内 ◆◇◆

死亡に伴う手続きにおいて、戸籍や住民票、税に関する証明書の請求、年金手続きなどを亡くなられた方の一番身近な相続人が行うことが困難な場合、委任状があれば代理人でも手続きすることが可能です。次のページの委任状を作成のうえ切り離してご利用ください。

【掲載している委任状の様式】

○大津町長あて委任状 死亡に関する手続き用

委任状は任意の様式でも、委任の事項をみたしていれば構いません。

○日本年金機構あて委任状

年金事務所での手続きを行う委任状は、定められた様式があります。年金機構のホームページで印刷するか、役場住民課住民係で配布しています。委任状は任意の様式でも、委任の事項をみたしていれば構いません。

【お問い合わせ】

○戸籍（除籍）謄本・住民票・税に関する証明書について

住 民 課 0 9 6 - 2 9 3 - 3 1 1 2

○年金手続きについて

住 民 課 0 9 6 - 2 9 3 - 3 1 1 2

熊本西年金事務所 0 9 6 - 3 5 3 - 0 1 4 2

(ナビダイヤル①→②)

委任状

大津町長 宛

令和 年 月 日

本人
(委任者)

住所

氏名

㊟

※委任者欄は自署にてお願いします。

生年月日 (明・大・昭・平 年 月 日)

連絡先電話番号 (- -)

私は、次の者を代理人と定め、下記委任事項の手続きを委任します。

代理人
(窓口に行く人)

住所

氏名

記

【委任事項】

住民異動手続き（転居・世帯変更等）に関する一切の権限

※個人番号カードをお持ちの方の転入は、そのカード及び設定された暗証番号も必要となります。

_____の死亡に伴う未支給年金または遺族年金の請求及び相続手続きに必要な戸籍(除籍)、改製原戸籍の謄(抄)本及び住民票(除票)の交付申請及び受領に関する権限

国民年金に関する手続き

町税に関する証明書の交付申請及び受領に関する権限

遺族年金用:所得証明書 令和 _____年度分 _____通

相続登記用:固定資産評価証明書 令和 _____年度分 _____通
(土地:全部・一部)(家屋:全部・一部) 各 _____通

その他 (_____)

【証明書請求の場合にはその理由をご記入下さい。】

(_____)

※訂正された場合は、訂正印をお願いします。

委任状

日本年金機構 あて

※委任日は委任状を書いた日です。

※網掛け部分は記入が必要です。

委任日	令和	年	月	日
-----	----	---	---	---

【受任者(来所される方)】

フリガナ		委任者(ご本人)との関係	
氏名			
住所	〒	電話()	

私は、上記の者を受任者と定め、以下の内容を委任します。

【委任者(ご本人)】

基礎年金番号		基礎年金番号が不明である場合またはマイナンバーのご持参の場合は、裏面の注意事項をご確認ください。										
フリガナ		生年月日	明治	年 月 日								
氏名	(旧姓)		大正									
		性別	男・女									
住所	〒	電話()										
	上記に記入した住所が住民票住所と異なる場合は、こちらに住民票の住所をご記入ください。											
委任する内容 (必ずご記入ください)	<p>委任する内容を次の項目から選ぶか、具体的にご記入ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 年金の加入期間について 年金の見込額について 年金の請求について 各種再交付手続きについて (裏面の《来所時等の注意事項》をご確認ください) 死亡に関する手続きについて (注) 国民年金の加入手続きについて 国民年金保険料の納付、免除、学生納付特例制度等について その他 (委任する内容を具体的にご記入ください) <p>()</p> <p>○ 年金の「加入期間」や「見込額」などの交付方法について次のいずれかを選んでください。 A. 受任者に交付を希望する B. 本人あて郵送を希望する</p> <p>(注) 「5.」の場合、以下に亡くなられた方についてご記入ください。</p> <table border="1"> <tr> <td>基礎年金番号</td> <td></td> <td>委任者(ご本人)との続柄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> <td>生年月日</td> <td>明・大・昭・平・令 年 月 日</td> </tr> </table>				基礎年金番号		委任者(ご本人)との続柄		氏名		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日
基礎年金番号		委任者(ご本人)との続柄										
氏名		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日									

※裏面の注意事項をお読みいただき、記入漏れのないようにお願いします。

なお、委任状の記入内容に不備があったり、本人確認ができない場合にはご相談に応じられないことがあります。

《作成上の注意事項》

【受任者（来所される方）】欄

- 「受任者（来所される方）」欄は、委任者（ご本人）が誰に何を委任するかを決め、その方の氏名、住所、電話番号、委任者（ご本人）との関係、委任内容および委任日（委任状の作成日）をご記入ください。

【委任者（ご本人）】欄

- 「委任者（ご本人）」欄については、委任者（ご本人）の年金証書または年金手帳の基礎年金番号、氏名（旧姓がある場合を含む）、生年月日、性別、住所、電話番号をご記入ください。
- なお、委任する内容について、1. ～8. の項目から選んで○印をつけてください。（8. を選んだ場合には、委任する内容を具体的に記入ください。）
- また、年金の「加入期間」や「見込額」などの交付については、希望される交付方法をA、Bの項目から選んで○印をつけてください。

※ 亡くなられた方の個人情報の回答は、相談者が遺族年金等の受給権者または相続人に限られますのでご注意ください。

【基礎年金番号が不明である場合またはマイナンバーでのご相談の場合】

次の①～③のご相談を承っております。ご確認ください、ご不明点は年金事務所等にお問い合わせください。

① 「ねんきん定期便」や日本年金機構が発行した各種通知書のご持参によるご相談

- ご本人宛にお送りしている「ねんきん定期便」や日本年金機構が発行した各種通知書をお持ちください。
- 基礎年金番号欄は空欄のまま結構です。

② マイナンバーでのご相談

- マイナンバーを確認できる書類またはその写しを代理人へお渡しください。
- 基礎年金番号欄は空欄のまま結構です。（マイナンバーのご記入は不要です。）
- マイナンバーの情報からご本人の基礎年金番号に結びつかない場合（住民票上の住所と居所が異なるなど）、直接、委任者（ご本人）への確認をさせていただくことがあります。

③ 「ねんきん定期便」や各種通知書がお手元にない場合およびマイナンバーでのご相談をされないとき

- 受任者（来所される方）は、委任者（ご本人）の運転免許証やパスポート等の本人確認ができるものの写しを添付してください。（詳しくは年金事務所等にお問い合わせください。）
- 受任者（来所される方）へ、委任者（ご本人）の住所変更履歴等をお聞きすることがあります。

《来所時等の注意事項》

- 個人情報を入手する目的で受任者を装って相談を行う者（なりすまし）の防止のため、受任者の本人確認を行います。
- 受任者（来所される方）が来所等される場合は、運転免許証やパスポートなど受任者（来所される方）ご自身の本人確認ができるもの（文書による相談の場合は写し）が必要となりますのでご用意ください。（詳しくはお問い合わせください。）
- 年金手帳等の再交付につきましては、取扱い上窓口での交付ができません。委任者（ご本人）の登録の住所あてに送付となりますのでご了承ください。
- 年金事務所、街角の年金相談センターでは、予約制にて年金相談・手続きを承っております。あらかじめ予約のうえ、ご来所いただくようお願いいたします。

記入例 委任状

◎来所される方はご相談の際、運転免許証など
来所される方ご自身の本人確認ができるものを
ご用意ください

来所される方について記入してください

- ◆電話番号は平日の日中に連絡を取りやすい番号を記入してください
(携帯電話など)。
- ◆ご本人との関係はご本人から見た関係を記入してください。

ご本人について記入してください

- ◆基礎年金番号は年金証書、年金手帳などに記載されています。
- ◆基礎年金番号が不明である場合はマイナンバーでご相談の場
合は、委任状の裏面の注意事項をご確認ください。
- ◆電話番号は平日の日中に連絡を取りやすい番号を記入してくだ
さい(携帯電話など)。
- ◆本人に委任の意思を確認するために連絡する場合があります。

委任する項目に○をつけてください

- ◆○がついていないと、相談に届けられない場合があります。
- ◆8を選んだ場合には、委任する内容をできる限り具体的に記入し
てください。

該当する項目に○をつけてください

- ◆○がついていないと、年金の「加入期間」や「見込み額」など
の交付を受けられない場合があります。

委任状を書いた日を記入し
てください
◆委任日が記入されていないと、
相談に応じられません。

委任状

日本年金機構 おて
※委任日は委任状を書いた日です。
※納付書は記入が必要です。
【委任者(来所される方)】

フリガナ	本名	フリガナ	本名
氏名	年金 花子	委任者(ご本人) との関係	妻
住所	〒108-0071 杉並区高井戸西3-5-24	電話番号	(XX) XXXX-XXXX

私は、上記の者を委任者と定め、以下の内容を委任します。

【委任者(ご本人)】

基礎年金番号 X X X X - X X X X - X X X X
フリガナ 年 金 太 郎
氏名 年 金 太 郎
住所 〒108-0071
杉並区高井戸西3-5-24
性別 (男)・(女)
生 年 月 日 XX年XX月XX日
印 大正 昭和 平成 令和

委任する内容を次の項目から選ぶが、只様方に記入してください。

- ① 年金の加入期間について
- ② 年金の見込み額について
- ③ 年金の請求について
- ④ 年金の請求に際して、年金の請求書の提出について
- ⑤ 年金の請求に際して、年金の請求書の提出について
- ⑥ 年金の加入期間について
- ⑦ 年金の加入期間の補正、免除、年金給付額減額について
- ⑧ その他 ()

○をつけてください。○をつけていない場合は、相談に届けられない場合があります。

○をつけていない項目は、委任状に記入してください。

委任者(ご本人)の印
氏名 氏名
生 年 月 日 年 月 日

※裏面の注意事項をお読みください。記入のされていない項目は、お問い合わせください。
なお、委任状の記入に不備があったり、本人確認が満足できずには、相談に届かれない場合があります。

死亡に関して生じる手続きと必要なもの(役場で行う手続き)

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
住民課	世帯主が亡くなった方	世帯主変更届	来庁者の本人確認書類 ・世帯主が亡くなった場合は、別の世帯員が世帯主となります。新しい世帯主について、職員から確認させていただきます。	住民課 住民係 293-3112
	印鑑登録をされていた方	返納 または廃棄	印鑑登録証(カード) ・お亡くなりと同時に抹消のため、印鑑登録証明書は発行できません。個人情報の入ったカードではありませんので、自宅で廃棄されても構いません。	
	住民基本台帳カードをお持ちだった方	返納	住民基本台帳カード ・お亡くなりと同時に使用できなくなります。	
	個人番号(マイナンバー)カードをお持ちだった方(写真付)	返納不要	・お亡くなりと同時に使用できなくなります。 ・死亡にともなう各種手続きで、なくなられた方の個人番号の記載を求められることがありますので、保管ください。	
	個人番号通知カードをお持ちだった方	返納不要	・死亡にともなう各種手続きで、なくなられた方の個人番号の記載を求められることがありますので、保管ください。	
	パスポートをお持ちだった方		有効中のパスポート、死亡が確認できる書類等の提出、来庁者の身分証明書	

死亡に関して生じる手続きと必要なもの(役場で行う手続き)

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口			
年金	国民年金を受給している方	死亡届	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の年金証書 ・手続きする方の印鑑(認印) ・亡くなった方の死亡診断書の写し 	住民課 住民係 293-3112			
		遺族基礎年金請求 未支給年金請求	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の年金証書 ・請求する方の預貯金通帳 ・請求する方の認印 ※上記以外に他の書類等も必要ですので、まずは、右記の窓口でご相談ください。				
	国民年金に加入している方	死亡届	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の年金手帳 ・手続きする方の印鑑(認印) ・亡くなった方の死亡診断書の写し 		熊本西 年金事務所 353-0142 (ナビダイヤル ①→②) ねんきん ダイヤル 0570-05-4890 (予約TEL)		
		遺族基礎年金請求 死亡一時金請求 寡婦年金請求	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の年金手帳 ・請求する方の預貯金通帳 ・請求する方の認印 ※上記以外に他の書類等も必要ですので、まずは、右記の窓口でご相談ください。				
	厚生年金を受給している方	死亡届	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の年金証書 ・手続きする方の印鑑(認印) ・亡くなった方の死亡診断書の写し 			JA菊池大津中央 支所 293-3214	
		未支給年金請求 遺族年金請求	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の年金証書 ・請求する方の預貯金通帳 ・請求する方の認印 ※上記以外に他の書類等も必要ですので、まずは、右記または住民課窓口でご相談ください。				
	農業者年金を受給している方	死亡届 未支給年金請求 遺族年金請求	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の年金証書 ・亡くなった方と未支給年金請求者との続柄を確認できる戸籍謄本等 ・請求者となる方の預貯金通帳 ・請求者となる方の印鑑(認印) ※上記以外に他の書類等も必要ですので、右記または町農業委員会事務局までご相談ください。町農業委員会事務局 電話293-6686				各共済組合へ直接お問い合わせください。
		共済年金を受給している方					
企業年金を受給している方							

死亡に関して生じる手続きと必要なもの(役場で行う手続き)

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
保 険	後期高齢者医療 保険に加入して いる方	<ul style="list-style-type: none"> ・保険証及び各種認定証の返還 ・葬祭費支給申請 ・保険料に関する還付請求書 ・高額療養費等の振込口座の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の被保険者証 ・亡くなった方の各種認定書 ・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの(葬祭の領収書、会葬礼状等) ・喪主の印鑑(認印) ・手続きをする方の本人確認ができるもの(運転免許証等) ・葬祭費の振込口座がわかるもの(基本的に喪主の口座) ・相続人代表となる方の印鑑(※認印) ・相続人代表となる方の振込口座がわかるもの <p>※相続人代表となる方と口座名義人が異なる場合は、口座名義人の印鑑(※認印)</p>	健康保険課 国保・医療係 293-3114
	国民健康保険に 加入している方 または 国民健康保険に 加入している方 の居る世帯主の 方	<ul style="list-style-type: none"> ・資格喪失 ・保険証及び各種認定証の返還 ・葬祭費支給申請 <p>(世帯主の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯内の加入者全員に交付している証の記載事項変更 	<ul style="list-style-type: none"> ●国保健康保険に加入している方の場合 ・亡くなった方の被保険者証 ・亡くなった方の各種認定証 亡くなった方が世帯主場合は世帯員全員の保険証及び各種認定証 ・喪主の方の印鑑(認印) ・手続きする方の印鑑(認印) ・手続きする方の本人確認ができるもの(運転免許証等) ・葬祭費の振込先口座がわかるもの(基本的に喪主の口座) ●国民健康保険に加入していない世帯主の場合 ・その世帯の加入者の被保険者証 ・その世帯の加入者の各種認定証 ・手続きする方の印鑑(認印) ・手続きする方の本人確認ができるもの(運転免許証等) 	健康保険課 国保・医療係 293-3114
介 護	65歳以上の方ま たは介護認定を 受けている方	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険料の精算 高額介護サービス費支給申立書(該当の方) 介護保険被保険者証等の返還 	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人代表となる方の振込先口座が分かるもの ・相続人代表となる方の印鑑(認印) ・介護保険被保険者証(水色) ・介護保険負担割合証(ピンク)→認定をお持ちの方 ・負担限度額認定証(クリーム色)→該当の方 	介護保険課 293-3511
高 齢 者	町から緊急通報 装置の貸与を受 けている方	資格喪失届	<ul style="list-style-type: none"> ・届出者の印鑑 <p>※機械一式は、後日業者が撤去にお伺いします。 日程調整については、ご相談ください。</p>	地域包括 支援センター 292-0770
	大津町外出支援 サービス事業を 利用者している 方	資格喪失届	<ul style="list-style-type: none"> ・届出者の印鑑 ・大津町外出支援サービス利用券綴 	

死亡に関して生じる手続きと必要なもの(役場で行う手続き)

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
障がい	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方	手帳返還届	・亡くなった方の手帳 ・手続きをする方の印鑑(認印)	福祉課 障害福祉係 293-3510
	自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方	受給者証返還届	・亡くなった方の自立支援医療受給者証(精神通院) ・手続きをする方の印鑑(認印)	
	重度心身障害者医療費助成を受給している方	受給者証の返還 振込口座の変更	・亡くなった方の重度心身障害者医療費受給者証 ・手続きする方の印鑑(認印) ・相続される方の振込先口座がわかるもの	
	障害福祉サービスもしくは障害児通所支援の受給者証をお持ちの方	受給者証返還	・亡くなった方の受給者証 ・手続きする方の印鑑(認印)	
	特別児童扶養手当 特別障害者手当、 障害児福祉手当を受給している方	資格喪失届	・相続される方の印鑑(認印) ・相続される方の振込先口座がわかるもの ・亡くなった方の受給者証	
こども	児童手当を受給している方	未支払請求、認定請求など	・印鑑(認印) ・児童の通帳 ・新規受給者の保険証、通帳 など ※事前にお問い合わせください	福祉課 福祉係 293-3510
	児童手当支給対象の児童の方	受給事由消滅 または	・受給者の印鑑(認印)	
	児童扶養手当を受給している方	死亡届兼未支払手当請求、新規認定請求など	・印鑑(認印) ・児童扶養手当証書 など ※事前にお問い合わせください	
	児童扶養手当支給対象の児童の方	資格喪失 または 額改定(減額)	・受給者の印鑑(認印) ・資格喪失の場合は児童扶養手当証書	
	ひとり親家庭等医療費助成を受給している方	資格喪失、資格証交付申請など	・印鑑(認印) ・受給資格証 など ※事前にお問い合わせください	
	ひとり親家庭等医療費助成の受給対象の児童の方	資格喪失 または 変更	・受給者の印鑑(認印) ・受給資格証	
	中学3年生以下の方	受給者証返還	・亡くなった方の大津町こども医療費受給者証	健康保険課 国保・医療係 293-3114
	公立保育園・幼稚園、認可保育園等在園児の保護者の方	保護者変更	・新たに保護者となる方の印鑑(認印)	子育て支援課 293-5981

死亡に関して生じる手続きと必要なもの(役場で行う手続き)

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
税金	町・県民税が課税されている方	町・県民税に関する相続人代表者届出書の提出	・相続人代表となる方の印鑑(認印)	税務課 293-3117
	原動機付自転車等(大津町ナンバー)の車両を所有している方	名義変更または相続人代表者届出書の提出	・相続人(新名義人)となる方の印鑑(認印) ・廃車の場合は、ナンバープレート ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更や・廃車等は早めに手続きをお願いします。	
	固定資産をお持ちの方	固定資産税に関する相続人代表者届出書の提出	・相続人代表となる方の印鑑(認印) (相続人が複数の場合、手続き説明となります)	
	国民健康保険税が課税されている方	国民健康保険税に関する相続人代表者届出書の提出	・相続人代表となる方の印鑑(認印)	
	納税している方(納税義務者等)	今後の納税に関する手続き(口座振替の変更等)	・相続人代表となる方の印鑑(認印) 口座振替の手続きをされる方 ・新しく申し込みされる預貯金通帳、届出印	
	相続人代表(納税義務者)の方	納税義務者変更	・新たに納税義務者となる方の印鑑(認印)	
町営住宅	契約者が亡くなり、引き続き町営住宅に入居される同居親族	承継手続き	承継手続きが必要です。 事前に右記にお問い合わせください。	都市計画課 住宅係 293-3112 (住民課内)
	退去される場合	返還手続き	立会検査が必要です。事前に右記にお問い合わせください。	
	同居親族が亡くなった場合	町営住宅同居者異動届	・町営住宅同居者異動届書 ・入居契約をしている方の印鑑(認印)	
犬	犬を飼っている方	飼い主の変更	飼い主変更手続きが必要です。右記にお問い合わせください	環境保全課 293-3113

死亡に関して生じる手続きと必要なもの(役場で行う手続き)

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
ごみ	亡くなられた方のごみの処理(持込)をされる方	処理場へ直接搬入	<ul style="list-style-type: none"> ●可燃性粗大ごみ、燃えるごみ ※ごみの分別はごみカレンダー参照 家庭系ごみ 50kg未満無料 50～59kgは250円 以降10kgごとに50円加算 粗大ごみ 10kg以下100円 以降10kgごとに100円加算 	クリーンの森合志 平日 午前8時30分～12時 午後1時～5時 土曜日 午前8時～12時 日・祝 休み 096-248-0330
	亡くなられた方のごみの処理(持込)をされる方	処理場へ直接搬入	<ul style="list-style-type: none"> ●不燃性粗大ごみ、資源物、不燃物 家庭系ごみ 50kg未満無料 50～59kgは250円 以降10kgごとに50円加算 粗大ごみ 10kg以下100円 以降10kgごとに100円加算 	環境美化センター 平日 午前8時30分～12時 午後1時～5時 土・日・祝 休み 096-293-1222
<p>【家電リサイクル製品】</p> <p>特定の粗大ごみ(テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機)はリサイクル券を必要とし、いくつかの処分方法があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各ご家庭に収集に伺う場合 粗大ごみの予約を電話にてしていただき、リサイクル券、粗大ごみ収集ステッカーを購入後、月に1回の収集の日までに外に出していただきます。 問い合わせ先: 大津町役場 環境保全課 TEL 096-293-3113 ●指定引取り場所へ直接持ち込む場合 郵便局でリサイクル券を購入し、下記の指定引取り場所へ持ち込んでください。 九州産交運輸(株)益城町平田2526 TEL 096-388-2731 ●環境美化センターへ持ち込む場合 郵便局でリサイクル券を購入し、環境美化センターへお持ち込みください。リサイクル券に加え、上記の引取り所までの運搬手数料がかかります。 				
農業集落排水	農業集落排水処理施設を使用している方	施設使用者名義人変更届 または 施設使用休止(廃止)届	手続きする方の印鑑(認印) 【次の地区で使用している方】 外牧、錦野、岩坂、平川、矢護川、杉水	下水道課 管理係 293-5679
農地	農地を相続された方	農地法第3条の3の規定による届出	<ul style="list-style-type: none"> ・相続した農地の明細 ・相続された方の印鑑(認印) 	農業委員会 事務局 293-6686
森林	森林を相続された方 ※地域森林計画の対象となっている森林のみ	森林法第10条の7の2第1項の規定による届出	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の土地の位置を示す図面 ・森林の土地の登記事項証明書などの権利を取得したことがわかる書類 ・相続された方の印鑑(認印) 	農政課 農林係 293-3116

制度のご案内

区分	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
こども	原則18歳に達する日以降の3月31日までの間の児童を養育している方	児童扶養手当	父または母が死亡し、今後児童を養育していく方が認定請求できる場合があります。ただし、状況(世帯構成、年金支給状況等)により案内が異なりますので事前にお問い合わせください。	福祉課 福祉係 293-3510
	18歳に達する日以降の3月31日までの間の児童を養育している方	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等に対して医療費の助成があります。ただし、状況(世帯構成等)により案内が異なりますので事前にお問い合わせください。	
寄付	社会福祉協議会への寄付をお考えの方	寄付申込書	社会福祉協議会の窓口にて受付いたします。右記へお問い合わせください。	大津町社会福祉協議会 (老人福祉センター内) 293-2027

大津町社会福祉協議会寄付(香典返し)のお願い

いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりのために、町民の皆様と一緒に考え活動する、公共性の高い民間の社会福祉団体です。町民の皆様とともに歩み行動し「ふくしのまちづくり」を進めるための大切な財源として、町民の皆様にご支援をお願いしております。ご寄付いただいた浄財は、次のような事業に活用しております。

(事業内容)

- ・住民福祉の啓発・育成・援助活動のために
(住民福祉座談会、地域福祉推進懇談会、ふれあいサロン、福祉まつり)
- ・高齢者の福祉活動のために
(地域での敬老事業への助成、もしもし電話サービス、高齢者料理教室)
- ・障がい児者の福祉活動のために
(障がい児者家族間の交流事業、障がい者スポーツ大会支援)
- ・ひとり親家庭の福祉活動のために
(ひとり親家庭の交流・外出支援事業)
- ・子どもたちの福祉活動のために
(福祉施設体験事業ワークキャンプ、ボランティア協力校事業(町内小中高支援学校指定))
- ・ボランティアの支援・育成のために
(ボランティアセンター運営(活動者支援、交流会、養成講座、スキルアップ講座等))

死亡に関して生じる手続きと必要なもの(役場以外で行う手続き)

区分	対象	主な手続き	必要なもの	受付窓口
その他役場以外で行う手続き	生命保険等	死亡保険金の請求 入院給付金の請求等	・保険金請求書 ・保険証券 ・戸籍謄本 ・死亡診断書 等 保険会社・契約内容等によって必要書類は異なります。	加入していた生命保険会社又は代理店
	損害保険等	名義変更・解約	・亡くなった方の死亡の記載のある戸籍 ・相続人との関係がわかる戸籍謄本 等 保険会社・契約内容等によって必要書類は異なります。	加入していた損害保険会社又は代理店
	預貯金口座等	口座解凍手続き	・亡くなった方の出生～死亡までの戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑証明 等 金融機関・取引状況によって必要書類は異なります。	各金融機関等
	株式等	名義変更	・亡くなった方の出生～死亡までの戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑証明 等 金融機関・取引状況によって必要書類は異なります。	証券会社等
	国債 (戦没者弔慰金)	記名変更 償還金受領	・国債(又は証券保管証書) ・記名者の死亡を証明できる戸籍書類 ・記名者と相続人の戸籍上の関係が証明できる戸籍 ・印鑑	償還金支払場所又は証券保管証書に記載の郵便局
	普通自動車	自動車税に関する事 及び名義変更等に関する事	税金(自動車税)については、右記へお問合せください。	熊本県自動車税事務所 368-4020 熊本市東区東町4-14-37
			普通自動車の名義変更等については、右記へお問合せください。 ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	熊本運輸支局 050-5540-2086
	軽四輪及び二輪 (125cc以上)	名義変更 または廃車	右記へお問合せください。 ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	【軽四輪】 軽自動車検査協会熊本事務所 050-3816-1758 【二輪】 熊本運輸支局 050-5540-2086
	国税関係	相続税手続き 所得税・消費税申告手続き	事前に右記に連絡し、手続きを行ってください。	菊池税務署 0968-25-2121
不動産登記関係	土地・家屋等 相続登記	・登記申請書 ・戸籍謄本 ・除籍謄本 等	阿蘇大津法務局 293-2272	

死亡に関して生じる手続きと必要なもの(役場以外で行う手続き)

区分	対象	主な手続き	必要なもの	受付窓口
その他役場以外で行う手続き	遺言書	検認・開封	申立人は、被相続人の住所地の家庭裁判所 ・遺言原本 ・申立人の戸籍謄本 ・遺言者の除籍謄本	熊本家庭裁判所 096-355-6121
	相続放棄	相続放棄の申し立て	相続放棄は、相続を知った日から3ヶ月以内に、被相続人の住所地の家庭裁判所へ申し立てる必要があります。 相続放棄には2種類があります。 ・相続放棄 ・限定承認(引き継いだ財産の範囲内で負債も含めて相続します。相続人全員の合意が必要です。)	熊本家庭裁判所 096-355-6121
	固定電話 (NTT西日本)	契約承継・解約	NTT西日本の場合(まずは、右記へ連絡してください) ・契約者の死亡が記載されている戸籍謄本の ・契約者と相続人の関係がわかる戸籍謄本の 写し	NTT西日本の場合 局番なし116 携帯からは 0800-2000116
	固定電話(NTT西日本以外)	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
	携帯電話	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
	インターネット	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
	NHK受信料	名義変更・解約	NHKに連絡し、手続きを行ってください。	NHK熊本放送局 0570-077-077
	水道、下水道	名義変更・閉栓	大津菊陽水道企業団に連絡し、手続きを行ってください。	大津菊陽水道企業団 電話293-7711
	電気・ガス料金等	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
	運転免許証	返納手続き	右記に連絡し、手続きを行ってください。	大津警察署 電話294-0110
	クレジットカード	解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社

相続税についてのお知らせ

この度のご不幸を心からおくやみ申し上げます。

相続税は、個人が被相続人（亡くなられた人のことを指します）から相続などによって財産を取得した場合に、その取得した財産に課される税金です。

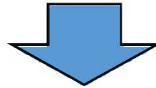
相続税の申告が必要な人

被相続人から相続などによって、財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額（相続財産等の合計額）が遺産に係る基礎控除額を超える場合、その財産を取得した人は、相続税の申告をする必要があります。

$$\text{遺産に係る基礎控除額} = 3,000 \text{ 万円} + (600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数})$$

相続税が課される場合、財産を取得された方は、亡くなられたことを知った日（通常は亡くなられた日）の翌日から10ヶ月以内に、税務署に申告と納税をする必要があります。

詳しくお知りになりたい方は、次の相談窓口等をご利用ください。



国税庁ホームページ

- ・国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) には、相続税の概要を説明したリーフレットや、相続税の具体的な計算方法、特例の内容、申告書の記載内容等、様々な情報を掲載しています。

電話相談センター（国税局総務相談）

- ・菊池税務署（TEL:0968-25-2121）へお電話いただきますと、自動音声によりご案内いたします。
- ・「税金に関する一般的なご質問やご相談（1）」を選択した後、相談に応じて番号（相続税の相談の場合は「3」）を選択してください。
- ・税務署での面接による個別相談を希望される場合は、あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください（自動音声に従って「2」を選択してください）。

税理士情報検索サイト

- ・日本税理士会連合会ホームページ内の「税理士情報検索サイト」
【<http://www.zeirishikensaku.jp>】で税理士及び税理士法人を検索することができます。
※税理士業務である①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談は、有償・無償を問わず税理士等以外の者が行うことはできません。

相続登記に必要な書類について

熊本地方法務局 阿蘇大津支局
TEL 096-293-2272

【必要な書類】

① 相続を証する書面

- ・ 被相続人（亡くなった人）の出生から死亡までの連続した戸籍・除籍謄本
 - ・ 相続人全員の戸籍謄本または抄本
 - ・ 被相続人の戸籍の附票または除かれた住民票の写し
- ※戸籍謄本等は、本籍地の市区町村役場に請求

② 特定の相続人が相続する場合

- ・ 遺産分割協議書
 - ◎ 相続人間で協議して作成（印鑑証明書付）
- ・ 遺言書
 - ◎ 自筆遺言書の場合は、家庭裁判所で検認手続きが必要です。
- ・ 特別受益証明書
 - ◎ 特別受益者である相続人が作成（印鑑証明書付）

※上記3つ全てが必要とは限りません。相続の形態によって必要でないものもあります。

③ 住所証明書（住民票の写し）

- ・ 新たに所有者となる相続人の方のみ

④ 固定資産評価通知書等

- ・ 相続登記を申請される当該年度のもの

⑤ その他必要なもの

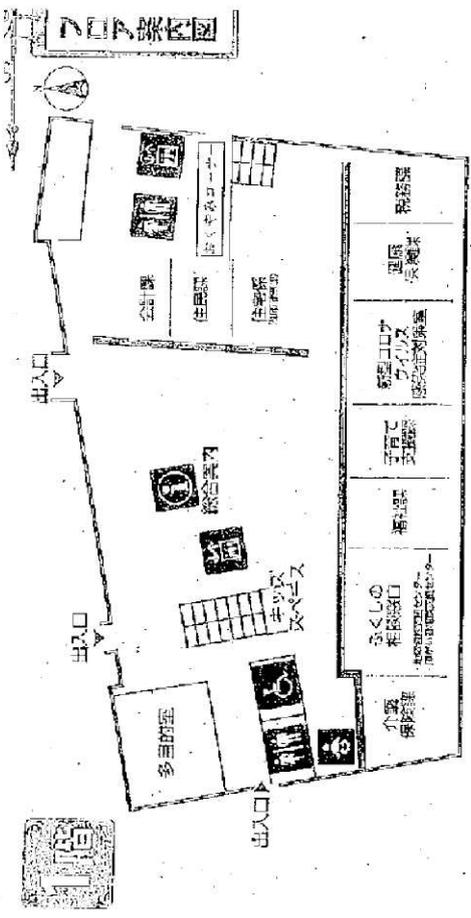
- ・ 登記申請書
- ・ 相続関係説明図
- ・ 登録免許税

令和6年4月1日より、相続登記の申請が義務化されます。

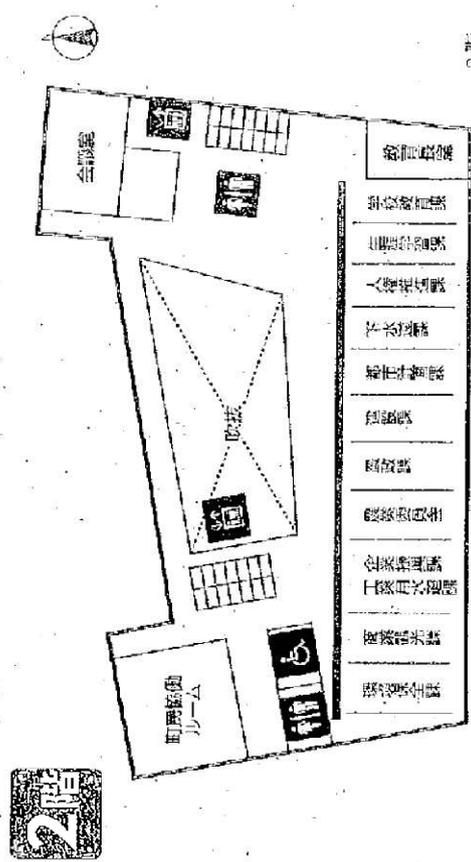
相続登記の手続きについては、お近くの司法書士に依頼することが可能です。

司法書士に関することは、熊本県司法書士会相談センターまで問い合わせください。

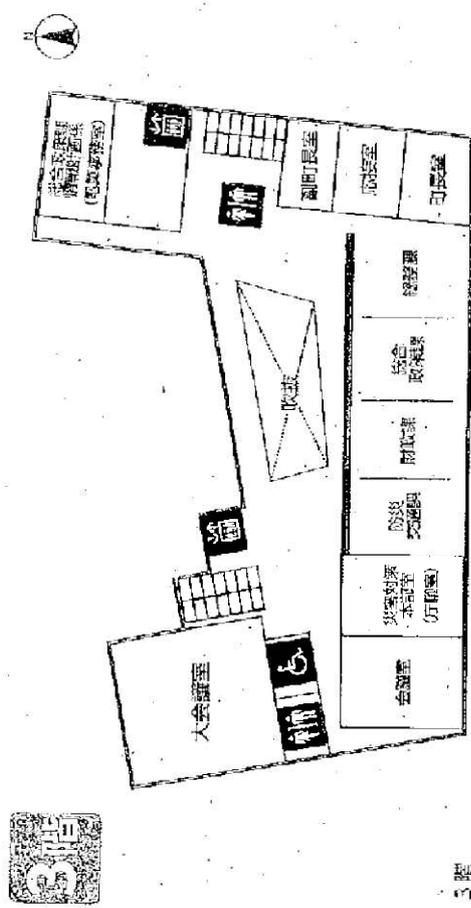
TEL 096-372-2525



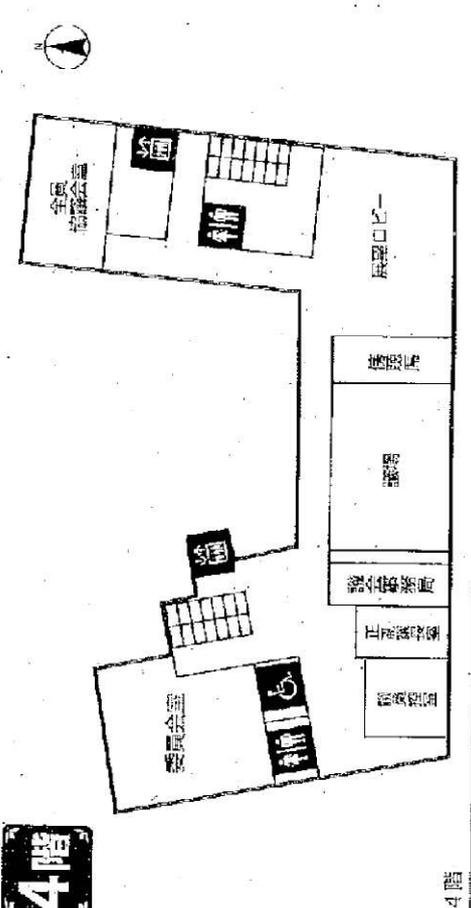
部署	電話番号	部署	電話番号	部署	電話番号
会計課	096(293)5355	健康保険課	096(293)3114	ふくしの相談窓口	096(293)3122
住民課	096(293)3112	福祉ロケット	096(285)7787	地域包括支援センター	096(292)0770
都市計画課(市民課)	095(293)8802	子育て支援課	096(293)5981	障がい者相談センター	096(292)0114
福祉課	096(293)3117	福祉課	096(293)3510	介護保険課	096(293)3511



部署	電話番号	部署	電話番号	部署	電話番号
学務課	096(293)3349	部内通課	096(293)4011	企業福利課	096(293)5775
生涯学習課	096(293)2180	福祉課	096(293)2815	工業用水課	096(293)3123
人材課	096(293)0863	課長室	096(293)3116	商業部課	096(293)3115
下谷課	096(293)5679	課長委員会	096(293)6686	福祉課	096(293)3113



部署	電話番号
総務課	096(293)3111
総合政策課	096(293)3118
財政課	096(293)3555
防災課	096(285)5006



部署	電話番号
総合政策課	096(293)9989

トイレ みんなのトイレ 授乳室 エレベーター